

○第159回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成30年4月18日（水）16：15～17：15

議事概要：

（１）農薬（カルバリル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、カルバリルの一日摂取許容量（ADI）を0.0073 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.01 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

*殺虫剤で、りんご、みかん等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、飼料中の残留基準値設定の要請がなされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（フルピリミン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フルピリミンの一日摂取許容量（ADI）を0.011 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.08 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。

（３）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① シクロピリモレート

・評価第二部会において調査審議することとなった。

*除草剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。

② プロチオホス

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、だいず、ばれいしょ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。